

〔史料紹介〕

「敬公以来来翰」の紹介（一）

はじめに

凡例

翻刻

A-1 義直関連 一〇一〇（以上本輯）

（以下次輯以降）

A-2 義直関連 一〇一〇～一二六

B 将軍家関連 一〇一〇八

C 大名・幕臣等関連 一〇三二七

D 義直家臣関連 一〇三二二

E 朝廷関連 一〇二〇

F A～E以外 一〇一八

人名索引

解題

花押図版

おわりに

「敬公以来来翰」の紹介（二）

並木昌史

はじめに

今回紹介する「敬公以来来翰」（以下「本文書群」と称す）は、尾張徳川家の初代義直（一六〇〇～五〇）の許に集積した文書群全六百十二通で、同家に伝えられ、現在徳川美術館に所蔵されている。本文書群のうち、直接義直に宛てて発給された書状十通を除くと、ほとんどが尾張徳川家の重臣に宛てて発給された書状である。本文書群は、徳川美術館の展示のために表具（掛幅装）された数通以外は、大正時代に作成されたとみられる木箱一合に収納されている。本文書群は、徳川美術館の姉妹機関である東京の徳川林政史研究所において整理が行われ（後述）、平成二年（一九九〇）四月十七日に徳川美術館に移管された。その後は展覧会で計四十一通が展示されたが、本文書群全体の分量から見れば、紹介は少ない点数に留まっていた。未紹介の文書群のなかには、従来知られていなかった情報を含む史料が少なからず存在すると推測され、また後世編纂された書物によって従来知ら

れていた事実を、史料のうえで補完する可能性もあるため、本文書群の全容を紹介する意義は大きいと考えられる。ことに本文書群の紹介は展覧会での出品よりも、翻刻で紹介するほうがより多くの人の利用にふさわしいと考えられる。そこで本文書群を数回に分けて連載し、その全容を紹介する予定である。

本文書群は、徳川林政史研究所所長を務めていた所三男氏(一九〇〇～八九)指揮のもと、同所によって昭和四十年(一九六五～七四)代に整理が行われた。⁽¹⁾この時の整理の際、虫損の補修を兼ねた簡単な裏打ちが施された。「敬公以来来翰」の呼称は、これらを収めた木箱の蓋表の墨書の文字から採った。

本文書群の整理の過程で、本文書群を、発給者(差出人)の五十音順に配列して通し番号を与え、同一発給者の文書が複数ある場合は正月から十二月までの月順、続いて月日未詳の順に番号を附された。徳川美術館への移管後も、天海書状二通が掛幅装に装幀替えされた以外は、整理時の状態である。本文書群は、長方形の料紙を横長に置いて書かれた縦紙の数例を除くと、ほぼ全てが「継紙」「切紙」となっており、発給時の形態から改変されたと考えられる。現状は切紙であっても、元々は折紙であったと考えられ、折紙を裁断して切紙となったのは同所による整理以前と考えられるが、その時期は明らかにしたい。

今回の紹介では、本文書群の各書状の内容に従い、以下AからFの六項目に分類し、さらに各項目ごとに発給者(差出人)の五十音順、同一発給者の文書を十二月順、月日未詳の順に配列し、順次紹介を行う。各書状の内容は、冒頭の書き出しから結尾部に至るまで一貫した内容で書かれているとは限らないため、今回の紹介では、書状の中心を占める内容により分類

した。

A 義直関連

この項目では、義直本人の動静と、義直生母お亀(相応院)・嗣子光友ら子女等に関する書状百二十六通を扱う。義直や光友が行った各種贈答および返礼の書状、ならびに名古屋城関係の書状を含む(今回と次輯で紹介する)。

B 將軍家関連

この項目では、二代將軍秀忠(大御所時代を含む)・三代將軍家光および將軍家家族の動静や御成に代表される行事・進献下賜などの書状百八通を扱う。また城代が置かれて將軍家関連の城となった駿府城関係の記事もこの項目に含めた。

C 大名・幕臣等関連

この項目では、諸大名や幕臣からの書状三百十七通を扱った。義直との贈答とその礼状が多数を占める。

D 義直家臣関連

この項目では、義直の家臣にかかわる書状二十二通を収録した。義直配下の家臣について幕閣からの指示が伝えられており、尾張徳川家家臣について幕府が関心を払っていたことがうかがえる。

E 朝廷関連

この項目では、京都の朝廷関連の書状二十通を扱う。義直は、二代將軍秀忠の娘で後水尾天皇の中宮となった東福門院和子が姪にあたることから、東福門院と親しく交流のあった様子が知られる。また和子に仕える女院御所の女官の書状によって義直の許へ伝えられた、和子の動静も

含まれる。

F A～E以外

AからEまでに含まれない内容の書状、および断簡となったため書状全体の内容が明らかではない書状、書状の後半部が断ち切られて宛所や記主(差出人)が明らかではない書状十八通を収録した。

註

(1) 徳川林政史研究所の現所長・深井雅海氏によれば、同氏が入所した昭和四十四年(一九六九)には整理が終了しており、当時の所員・竹内誠氏(後に所長・名誉所長を歴任。一九三三～二〇二〇)と浅井潤子氏(一九二七～)の二人が作業に従事していたとのことであった。

(2) 天海書状二通は、平成十二年(二〇〇〇)に徳川美術館で開催の秋季特別展「徳川義直の文化サロン」出陳のため、同年掛幅装に装幀替えされた。二通のうち一通は、病に伏した天海に宛てた義直の見舞状に対する返書、もう一通は尾張藩士田代内記の赦免を義直に願い出た嘆願状で、共に直接「尾張大納言」義直に宛てて書かれているのが特徴である。

(徳川美術館 学藝員)

凡例

一 書状の名称は、通番(漢数字で表記)、(発給者名)書状、宛所、年月日付、員数の順に表記し、徳川林政史研究所での整理の際に附された番号(算用数字・現在徳川美術館では未装具文書58の枝番として用いている番号である。)を員数の後に()内に附した。

一 書状の形状は、それぞれの書状名の次行に、体裁を示す(切紙)(継紙)(縦紙)、寸法(本紙の縦×横 単位は糎(センチメートル))を記した。

一 本文の翻刻に当たっては、旧漢字及び異体字は、新漢字に改めた。ま

「敬公以来来翰」の紹介(一)

た原文書の体裁や書式に従って改行して示すべきではあるが、紙幅の都合もあるため文章はつなげて表示することとし、原文書の行底に()を付して改行箇所を示した。なお「一つ書き」がある場合、各条文ごとに改行した。また二行以上の余白を取って宛先が書かれる場合も、空白行は詰めて表示したことをお断りする。

一 翻刻に当たっては、次の記号を用いた。

1 読点(・)および並列点(・)を便宜上施した。

2 原本の虫損や摩耗によって判読しがたい場合は□で示した。

一 原本に示されている闕字や平出は一文字空きで表示した。

一 断簡は、前欠・後欠の箇所を「」で示した。

一 本文以外の追而書は、本文の冒頭にまとめて書かれる場合のほか、本文の行間に挿入して書かれる場合もあるため、今回は(追而書)と頭記し、二字下げにして本文の冒頭に一括表記した。

一 差出人(発給者)の花押がある場合は(花押)と記した。

一 筆者が付した傍注のうち、判明する人物名や年次(推定年次を含む)は()を加えて表記した。なお義直は、その時の官職名「大納言」「中納言」と表記され、嗣子光友も官職名「右兵衛督」や幼名「五郎八」と表記されているが、傍注では義直・光友で統一する。

一 各書状の末尾に、摘要(冒頭に○を附す)を記した。

一 人名索引・解題および花押図版を、連載最終回の末尾に附す。

以上

翻刻

A-1 義直関連 一～一〇〇

一、青山幸成書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)七月廿九日付

一通(4)

(切紙) 一九・五×五三・五

御書致拝見候、殊「奈良酒兩樽拝領」仕候、誠御懇慮之至、「過分忝奉存候、先以」路次中御無事被成「御帰国候由、乍恐珍重奉存候、今度御逗留中」切々御見廻も不申上、致「迷惑候、委曲市正殿可為」演説候、此等之通、宜預御」披露候、恐々謹言

青山大蔵小輔「幸成(花押)

(寛永四年)

七月廿九日

(正信)

竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国報告と、奈良酒拝領の返礼。

二、青山幸成書狀 成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿三日付

一通(8)

(切紙) 二一・〇×五四・〇

為御使以渡辺「半蔵殿就被仰」上、拙者式へも御書「成被下并諸白兩樽」致拝領、重畳忝「仕合御座候、道中」御機嫌能、去十一日「至名古屋御着」之由珍重奉存候、「此等之趣、可然之様」御披露所仰候、恐々」謹言

青山大蔵少輔「幸成(花押)

(寛永五年)

十月廿三日

(正虎)

成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国報告と、諸白拝領の返礼。

三、浅野長晟書狀 成瀬正虎・竹腰正信宛 (寛永四(八)年)極月廿三日付

一通(35)

(継紙) 一八・〇×二一・〇

(追而書) 以上

態以使者致言上候、「然者今度其表へ父子共」参上仕候処、御茶被下」殊安芸守儀結構」成御道具共拝受」仕、私儀も御馬致拝」領、種々御懇之段忝」次第二 御座候、将亦家来」之者迄御目見仕」御道具呉服拝領仕」誠以無冥加仕合ニ御」座候、拙者・安芸守儀」一昨廿一日ニ国本へ参着」仕候、御前可然様御」取成奉頼存候、隨而」三原酒兩樽并五嶋鯛」老箱致進上候条、宜」預御披露候、恐々謹言

浅野但馬守「長晟(花押)

(寛永四(八)年)

極月廿三日

(正信)

竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿

○浅野長晟・光晟の参上に対する返礼。

四、浅野長晟書狀 成瀬正虎・竹腰正信宛 (寛永五年)十月廿三日付

一通(33)

(切紙) 一八・〇×四八・九

從 大納言様被成」下御書忝致頂戴候、「去十一日被成 御帰」城之由誠

以目出度」奉存候、随而拙者儀」当月十八日三両」上様江 御目見仕候、」此等之趣宜預御披」露候、恐々謹言

(寛永五年)
十月廿三日

竹腰山城守殿 (正虎)
成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城の報告に対する返書。

浅野但馬守」長晟(花押)

五、阿部重次書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月十五日付 一通(39)

(切紙) 一七・五×五三・〇

御書頂戴忝奉」存候、然者五郎八様・」御姫様今度被成御目見、五郎八様江正宗之御脇差被」進候御事、御満足旨」御使者被差進候、」各被達 上聴候処、」御前江被召出、無残」所御仕合ニ御座候、猶」御使者可為演說候、」此旨可預御取成候、恐々謹言

(寛永十年)
六月十五日

寺尾左馬助殿 (正虎)
成瀬隼人正殿

○光友・京姫の御目見と正宗の脇差拝領の札状に対する返書。

六、阿部重次書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十六日付 一通(38)

(継紙) 一七・六×一〇三・〇

「敬公以来来翰」の紹介(二)

從 大納言様御書」被成下謹而頂戴仕候、」今度御仕合能御暇」被進之、御道中御無事」被成御帰国、御満足被」思食、清水甲斐守方を」以被仰上候処、仕合能」被致 御目見え候、委」細之儀者甲斐守殿可」被仰上候、右之御様子拙者式ニも」被仰聞、誠冥加至極忝存候、御次而之節」宜御取成所仰候、恐々謹言

(寛永十一年)
五月十六日

成瀬隼人正殿

阿部對馬守」重次(花押)

○義直の尾張帰国報告に対する返書。

七、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永三ノ慶安二年)十一月二日付 一通(56)

(継紙) 一七・五×一〇四・六

從大納言様御書」被下、謹而頂戴仕候、」随而当年初而」被為執候御鷹之」鶴御進上、則」各被遂披露候処、」不大形御機嫌御」座候、委曲御使者」可為演說候、此等之」趣、御次而之刻」御取成所仰候、」恐々謹言

(寛永三ノ慶安二年)
十一月二日

成瀬隼人正殿

阿部豊後守」忠秋(花押)

○義直より進上の御鷹の鶴に対する返書。

八、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月十七日付 一通(44)

一五五

(継紙) 一六・〇×九一・〇

(追而書)以上

従大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、「今度御暇被進、殊」色々御拝領被」遊、忝被思食候付、「為御礼渡辺半藏方」を以被仰上候、則「半藏方御前へ」被召出、御直ニ御請」被仰聞候、道中」御無事御着被成之旨、乍憚目出」度奉存候、此等之趣」御次而之刻、宜預」御取成候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十年)

四月十七日

(正虎)

成瀬隼人正殿

○義直の御暇に際し拝領品に対する返書。

九、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)六月廿日付

一通(46)

(継紙) 一五・三×九〇・五

(追而書)以上

従大納言様御」使者被下、過分忝」次第奉存候、随而五郎八様并御姫様」御目見被成候処ニ、「種々御懇頃之」上意共忝被思召、「為御礼遠山掃部方」を以被仰上候、則御使者」御前被召出 御直」御請被仰在候、委曲」遠山掃部殿可被申候、「仍諸白両樽煎海鼠」一箱致拝領、誠以」冥加之至極奉存候、「此等之趣、可然候様」御取成所仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十年)

六月廿日

成瀬隼人正殿

○光友と京姫の御目見御礼に対する返書。

一〇、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)七月九日付

一通(47)

(継紙) 一五・三×九二・三

従大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、随而御前様・五郎八様」并御姫様御使」被遣、御菓子被成」御拝領忝被思召」之由、御書之趣」乍恐得其意」奉存候、此等之趣」可然様御取成所仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十年)

七月九日

(正虎)

成瀬隼人正殿

○光友と京姫の菓子拝領に対する返礼。

一一、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)十月二日付

一通(52)

(継紙) 一七・五×一〇六・四

(追而書)以上

従大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、「仍当春御参勤有」度思食ニ付、拙者」式迄被仰聞、過分」至極奉存候、委細」従年寄中被」申上候間、不能詳候、「此等之趣、御序之」刻可然之様ニ御取成所仰候、恐々」謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十一年)
十月二日

(正虎)
成瀬隼人正殿

○義直の江戸参勤希望報告に対する返書。

一二、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十一、十六年)十月十一日付

一通(55)

(継紙) 一七・〇×九四・五

従大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、」随而右兵衛様へ」為上使与
(三枝) (守恵)
三枝松」土佐守方被遣、」其上御鷹之雁被成 御拝領、」御満足被思召候
旨、」拙者式迄被仰聞」乍恐得其意」奉存候、此等之趣、」御序之刻可然」
之様御披露所仰候、」恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十一、十六年)
十月十一日

(正虎)
成瀬隼人正殿

○光友に対し御鷹の雁拝領の礼状。

一三、天野正成書状 下方貞景宛 (年次未詳)九月六日付 一通(59)

(縦紙) 二三・一×五二・五

(追而書)以上

昨日者従 大納言様御小袖一重」頂戴仕候、誠過分至極ニ奉存候、」為御

「敬公以来来翰」の紹介(一)

使者高力七左衛門殿御出被成候由」承候、御城へ罷出候故申、御礼不申上

候、」慮外千万ニ御座候由、御頼存候間、然者貴様御気色能御座候而、」近
日尾州へ」御登、其上有間御湯治可被成由被仰越候、」一段之儀ニ御座候、
もはや御暇請仕間敷候、」目出度幕中ニ被下之刻、萬々可得貴意候、尾州ニ
而大納言様御前御次而御座候は、可然様ニ御取成可仰候、恐惶謹言

九月六日 (貞景) (花押)

下方左近様 天野図書正成

○義直の有馬湯治と、小袖拝領に対する返礼。

一四、安藤重長書状 竹腰正信宛 (寛永四年)八月二日付 一通(67)

(継紙) 一六・七×九八・九

従 大納言様尊」書致拝見候、路次」中御機嫌能被為」成御帰国之旨、石
川」市正方為御使者」被仰上候、則御前被」召出、一段御機嫌」之御事ニ
(光恵)
御座候、」殊更諸白両樽」拝受仕候、誠以」冥加之至奉存候、」此等之趣、
御次而之」節可然様可預」御取成候、恐惶謹言

安藤右京進」重長(花押)

(寛永四年)
八月二日

(正信)
竹腰山城守殿

○義直の尾張帰国に対する返書。

一五、安藤重長書状 成瀬正虎宛 (年次未詳)五月十九日付 一通(65)

一五七

(綴紙) 一七・八×五二・四

従 大納言様被成」御書、忝奉拝見候、然者」今度乍例 御前御仕合能御暇被進御帰」国、御満足被為思召付而、」以志水甲斐守殿被仰上候、」各具被達上聞 候処ニ、」甲斐守方 御前被召、御機嫌之御事御座候、」御次而刻、右之旨可然様ニ」御披露所仰候、恐々謹言

阿部右京進」重長(花押)

五月十九日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直の尾張帰国に対する返書。

一六、井伊直勝書状 阿部正興宛 (年次未詳)八月廿七日

一通(77)

(切紙) 一七・二×四八・〇

御書謹而奉拝」見候、今度」相応院様御湯」治被成候得共、御」馳走も不申、迷惑仕候処、御飛脚」被下置、過分至極」奉存候、此旨可然様ニ」御披露奉頼存候、恐惶謹言

井伊兵部少輔」直勝(花押)

八月廿七日

阿部河内守殿
(正興)

○相応院お亀の湯治報告への返書。

一七、井伊直孝書状 成瀬正虎宛 (寛永三〇慶安二年)九月廿四日付

一通(80)

(切紙) 一七・一×四七・五

(追而書) 以上

大納言様当年御」下向被為成候御時分」之儀ニ付而、老中江以御」使者御尋依被為成、私」式へも御書拝領忝」奉存候、御下向之御」様子、自老中可被申」上候、可然様ニ御取成頼」入存候、恐惶謹言

井伊掃部頭」直孝(花押)

(寛永三〇慶安二年)
九月廿四日

成瀬隼人正殿」人々御中
(正虎)

○義直から、江戸下向の時期につき問い合わせに対する返書。

一八、井伊直孝書状 新見正成宛 (寛永四〇慶安二年)六月十三日付

一通(78)

(縦紙) 三三・五×五五・四

(追而書) 尚々可懸御目処、即刻就御帰、無其儀候、以上

昨夜者御当地江為御使御来儀、従 大納言様私拝領」申御書両通御持参奉拝見、」忝奉存候、」御書之趣、御老中へ」可申達候、御請は慮外ニ奉存候」条、可然様憑入存候、恐惶謹言

井伊掃部頭」直孝(花押)

(寛永四〇慶安二年)
六月十三日

✂ 新見才兵衛様^(正成) 人々御中

○義直からの書状に対する返書。

一九、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永三〇九年)九月十二日付 一通(107)

(継紙) 一五・七×九一・七

(追而書)以上

從 大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、」然者 五郎八様へ雁^(光友)「鴨被進候付而、御年」寄衆迄御書」被遣之旨、」尤奉存候、」此表別条無御座、」上様弥御機嫌能」被成御座候間、御次而之」刻、此等之趣可然様」被仰上可被下候、猶」期後音之時」可申上候、恐々謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永三〇九年)
九月十二日

寺尾左馬助殿^(直政)

○光友へ雁・鴨進上に対する返書。

二〇、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永五年)十月廿四日付 一通(115)

(継紙) 一七・七×一〇四・七

(追而書)以上

從 大納言様御」書謹而頂戴仕候、」路次中御氣嫌能」去十一日ニ被成御着座候由、目出度奉」存候、然者今度御」仕合能御暇罷出」御満足ニ被思

「敬公以来来翰」の紹介(一)

食、」為御礼渡辺半藏殿^(重綱)」を以被仰上候、大炊殿^(土井利勝)」御披露候て、則」御前へ被 召出、御」仕合残所無御座候」間、御心易可被思召候、」先可申上ニ諸白両」樽拝領仕、冥加之至」極得奉存候、」此等之趣可然様」御披露所仰候、恐惶」謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永五年)
十月廿四日

寺尾左馬助殿^(直政)

○義直の名古屋帰城の報告と御暇に対する返書。

二一、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)卯月十七日付 一通(99)

(継紙) 一五・三×九一・五

一筆致啓上候、從」大納言様御書被」下、忝頂戴仕候、然者」今度道中御機嫌能御帰国被成、目出度奉存候、就其渡辺半藏殿為御使御下候処ニ、御前へ被召出、仕合」無残 御目見へ」被仕候間、可被御」心易候、此地別条」無御座 將軍様」弥御機嫌能被成」御座候、御次而之刻、右之通被仰上可」被下候、恐惶謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十年)
卯月十七日

寺尾左馬介様^(直政)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

二二、板倉重昌書狀 寺尾直政宛 (寛永十〇十四年)九月十八日付

一通(109)

(継紙) 一五・七×八九・六

従 大納言様御」書謹而謹而頭戴忝^(頂)奉存候、然者」右兵衛様蒲萄^(光友) 拝領被成候付而、御」年寄衆迄為御」札御書被遣、奉得」其意候、此表」上様弥御機嫌能」被成御座候間、御心安」可被思召候、御次手之刻、右之趣」御披露所仰候、」恐惶謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十〇十四年)
九月十八日
寺尾左馬介殿^(直政)

○光友の葡萄拝領御札に対する返書。

二三、板倉重昌書狀 寺尾直政宛 (寛永十〇十四年)十月十日付 一通(113)

(継紙) 一七・五×一〇四・〇

従 大納言様御」書謹而頂戴忝^(光友)奉存候、然者」右兵衛様へ御鷹之」雁被為進候付而、其」為御札御年寄衆」迄御書被遣之」旨、奉得其意候、」御書之通各々へ」可申入候、此等之趣、」御次手之刻、御披」露所仰候、恐惶謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十〇十四年)
十月十日
寺尾左馬助殿^(直政)

○光友へ御鷹の雁進上に対する返書。

二四、板倉重昌書狀 寺尾直政宛 (寛永十〇十三年)霜月廿七日付

一通(118)

(継紙) 一六・七×九二・七

従 大納言様」御書忝頂戴仕候、」右兵衛様へ蜜柑^(蜜)為遣候付而、其為御札御年寄中」迄御書被遣」之由、奉得其意候、」御意趣御宿」老中へ申入候、此旨」御次手以御披露」所仰候、恐惶謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十〇十三年)
霜月廿七日
寺尾左馬助殿^(直政)

○光友へ蜜柑進上の返書。

二五、板倉重昌書狀 寺尾直政宛 (寛永十一年)五月十七日付 一通(102)

(継紙) 一五・三×八九・五

(追而書)以上

従 大納言様御書」被成下、忝拝見」仕候、先以路次中」御機嫌能、御帰国」被為成候旨、目出度」奉存候、然者今度」御仕合能 御暇」被遣候付、志水甲斐殿^(忠政)を以御年寄衆迄」被入仰候処、則」御前被召出、首尾」能御目見へ被」仕候間、御心易可被思召候、此表弥相」替儀無御座候、御次

而之節、此等之趣」宜預御披露候、恐々」謹言

板倉（内膳正カ）□□□□ 重昌（花押）

目出」度奉存候、其付渡辺」半蔵殿ヲ以被仰上」之間、奉存候（重綱）其意候、」此等之趣、宜預御披」露候、恐々謹言

（寛永十一年）五月十七日

（直政）

寺尾左馬介殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

板倉周防守」重宗（花押）

（寛永十年）卯月十七日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿（正虎）

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

二六、板倉重宗書状 竹腰正信宛 （寛永四年）七月晦日付

一通（88）

（切紙） 一七・五×五三・五

從 大納言様」御書成被下、過分」至極奉存候、然者」路次中御無事二」去廿日ニ 御帰城」被成候由、目出度奉」存候、此等之趣、可然」様被仰上可給候、」恐々謹言

板倉周防守」重宗（花押）

（寛永四年）七月晦日

（正信）

竹腰山城守殿

○義直から、名古屋帰城報告に対する返書。

二七、板倉重宗書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 （寛永十年）卯月十七日付

一通（87）

（切紙） 一七・八×五三・五

御書忝致頂戴候、」然者路次中御」機嫌能、去七日ニ被成」御帰城之由、

「敬公以来来翰」の紹介（一）

二八、伊丹康勝書状 滝川忠征宛 （寛永四年）二月廿六日付

一通（121）

（継紙） 一六・四×九四・四

（追而書）以上

一書致啓上候、仍」從 大納言様」御書被成下、謹」而拝見、過分忝次第二候、近日」当地へ被成御」参之旨、目出度」奉存候、将又拙者」式会津へ罷越候、」日限未相定候、」大納言様被成御」着座候迄、爰元」罷在度覚悟二候、」御次而之時分、此等之趣、宜預」御取成候、恐々謹言

伊丹播磨守」康勝（花押）

（寛永四年）二月廿六日

（忠徳）

瀧川豊前守殿」人々御中

○義直当地（江戸）参勤に対する返書。

二九、伊丹康勝書状 成瀬正虎宛 （寛永四年）七月晦日付

一通（128）

（継紙） 一六・七×一〇四・〇

一六一

(追而書)以上

従 大納言様御書」被成下、忝致頂戴候、途中御無事ニ」被成御帰城之旨、目」出度奉存候、然者」今度之為御札以御使者被仰上候、」両 御所様御」機嫌之様子石川」市正殿可為演舌候、随而諸白之御酒」忝致拝領、過分」忝次第候、御次而」之時分、此等之趣可然」様ニ御取成奉憑候、」恐々謹言

(寛永四年
七月晦日)

成瀬隼人正殿」人々御中

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

三〇、伊丹康勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永七年)八月十三日付

一通(129)

(継紙) 一九・六×一〇七・八

(追而書)以上

従大納言様成御書被」下、謹而拝見忝奉」存候、然者去月廿八日之」雨ニ而、御城二丸東之方」石垣廿間餘崩申、次ニ」犬山槽下石垣も崩」申候ニ付而、破損之御普請被仰下度思召、」御使者被成御越候、」被仰下候趣、年寄衆へ」具申聞候、両」御所様於御前御用之」儀共相済、従年寄衆」以奉書被申上候、此等之」趣可然之様ニ御執成」所仰候、恐々謹言

伊丹播磨守」康勝(花押)

(寛永七年
八月十三日)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○名古屋城と犬山城の石垣修復願に対する返書。

三一、伊丹康勝書状 竹腰正信宛 (寛永三〇九年)八月廿六日付 一通(131)

(継紙) 一七・〇×一〇三・二

(追而書)以上

従 大納言様御」書被成下、謹而」拝見仕候、然者」相応院様被成」御湯治、御機嫌能」御帰、目出度奉」存候、湯本へ以」飛脚申上候儀」被聞召付、為御」札被仰下、過」分至極候、御次而之時分、此」等之趣、可然様」御取成所仰ニ候、」恐々謹言

(寛永三〇九年
八月廿六日)

竹腰山城守殿」人々御中

○相応院お亀、湯治より帰国の報告に対する返書。

伊丹播磨守」康勝(花押)

三二、伊丹康勝書状 寺尾直政宛 (寛永七〇十五年)十月十三日付

(切紙) 一七・九×五〇・五

大納言様御書」頂戴、忝拝見仕候、」仍右兵衛督様江三枝松土佐殿御使、

(光友)

(三枝)

(守恵)

一通(138)

御「鷹之雁被進候儀、」御祝着ニ思召、為御「札被仰上、奉得其意候、」然者 上様弥御機嫌「能被成御座候、御次手之」節、此等之趣、可然様ニ御取成奉頼候、恐惶謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永七)十五年
十月十三日

寺尾左馬助様「人々御中」

○光友へ御鷹の雁下賜に対する返書。

三三、伊丹康勝書状 寺尾直政宛 (寛永九)十五年九月七日付 一通(134)

(切紙) 一八・一×五一・一

大納言様御書頂戴、忝「奉存候、仍 右兵衛督様へ御巢鶴二連被遣、并御鷹場所被 仰出候儀、」御祝着思食、御使者以被仰上、奉得其意候、此「等之趣、可然様」御取成奉頼候、恐惶謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永九)十五年
九月七日

寺尾左馬助様「人々御中」

○光友へ御巢鶴進上ならびに御鷹場仰出に対する返書。

三四、伊丹康勝書状 寺尾直政宛 (寛永十)十五年霜月廿日付 一通(142)

(切紙) 一八・五×四九・五

大納言様御書致頂「戴、忝奉存候、仍太田」備中守為 上使、「右兵衛督様へ御鷹之」雁被遣候儀、御祝着「思食、為御札御使者」以被仰上候、御前残所「無御座御仕合共候、」此等之趣、可然様御取成「奉頼候、恐惶謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永十)十五年
霜月廿日

寺尾左馬助様「人々御中」

○光友へ御鷹の雁下賜に対する返書。

三五、稻葉正勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)八月二日付

一通(155)

(継紙) 一九九×一一一・〇

(追而書) 猶以御酒両樽致拝領、「過分忝奉存候、是又可然様ニ」御取成所仰候、以上

従大納言様尊書被成「下拝見仕候、就其道中」御無事去月廿日至御「居城被成御上着之由、」寔以目出度奉存候、「将又今度両」御所様御前御仕合能「御暇被進之候、為御札」石川市正方を以被仰上候、「酒雅楽頭被遂披露候处、早々被入御念之段、」御機嫌被思召、則 御「使者 御前へ被召出置候、」御返事致仰含候、此等之「通可然様御披露奉」頼存候、恐々謹言

稻葉丹後守「正勝(花押)」

(寛永四年)
八月二日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書、ならびに酒肴の贈物に対する礼状。

三六、稲葉正勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永六年)六月廿五日付

(継紙) 一七・六×九九・二

一通(153)

御書成被下、忝頂戴「仕候、然者従有馬」去十八日御帰城被為「成之由、其旨存仕候、」湯御相応可被遊与「乍恐目出度奉存候、」如御意、拙者も為「^(生)養性草津へ湯治」仕候、湯も相応可「致様ニ奉存候、誠遠路是迄御飛脚」被下、過分至極成仕合「御請可申上様も無」御座候、此等之趣、宜「預御披露候、恐々」謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)

(寛永六年)
六月廿五日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直の有馬湯治より名古屋帰城、ならびに稲葉正勝の草津湯治について挨拶状。

三七、稲葉正勝書状 寺尾直政宛 (寛永十年)五月晦日付

(継紙) 一七・九×一〇八・七

一通(150)

従 大納言様尊書「被成下、忝致拝見候、」然者今度^(光友) 五郎八様「御親子様、

当御地御」下向被成候儀、早速「御耳ニ立、為 上使」酒井讃岐守被指遣候「義被為聞召、御満足」被思召之旨、奉得「其意存候、就其」以御使者被仰上候、「定而各可被達」上聞候、此等之趣、以「御次而可然様御取成」奉頼存候、恐惶謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)

(寛永十年)
五月晦日
寺尾左馬助様^(直政)

○光友母子の江戸下向に対する返書。

三八、稲葉正勝書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月八日付

(切紙) 一八・八×二〇・五

一通(151)

従 大納言様御書「成被下、忝致拝見候、」然者今度^(光友) 五郎八様・^(京姫) 御姫様御目見之「被成候、則御懇之」上意、其上五郎八様へ正宗之御脇指被進、「重畳御満足被思召」之旨、奉得其意存候、「就其為御礼以御使者」被仰上候、定而各可「被逐披露候、此等之趣、」以御次而可然様ニ御取成「奉頼存候、恐惶謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)

(寛永十年)
六月八日
寺尾左馬助様^(直政)

○光友・京姫の御目見と正宗脇差下賜に対する挨拶状。

三九、稲葉正勝書狀 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月十九日付 一通(148)

(継紙) 一八・八×一一・〇

従 大納言様御書」成被下、忝致拝見候、「如御意今度者」御前御仕合能御暇被進、殊更色々御」拝領被成、重畳御機嫌被思召之旨、奉得其意存候、「将亦道中無異」儀、去ル七日御帰城」被成之由、乍恐目出度」奉存候、就其渡辺半蔵殿を以被仰上候、「則各被達上聞候」処、御前江被召出、「御機嫌之旨、御直被仰合候、委曲渡辺半蔵殿可被仰上候、「此等之趣、以御次而可」然様ニ御取成奉頼存候、「恐惶謹言

稲葉丹後守」正勝(花押)

(寛永十年)
四月十九日

成瀬隼人正様
(正虎)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

四〇、稲葉正勝書狀 成瀬正虎宛 (寛永十年)六月十八日付 一通(152)

(継紙) 一九・三×一〇四・九

一筆啓上候、然者」今度 五郎八様^(光友)・御姫様^(京姫)」御目見ニ被成候儀、御満」足被思召、為御礼最前以御使者被仰」上候処、指合御座候付而、「遠山^(景吉)掃部殿を以被」仰上候旨、奉得其意」存知候、随而私へ煎海鼠」一箱・奈良酒両樽」致拝領、寔是以被為人」御念段、過分忝奉存候、「此等之趣、以御次而可然様ニ」御取成奉頼候、恐惶謹言

稲葉丹後守」正勝(花押)

「敬公以来来翰」の紹介(一)

(寛永十年)
六月十八日

成瀬隼人正様
(正虎)

○光友・京姫の御目見と、贈物の酒肴に対する礼状。

四一、井上正利書狀 竹腰正信宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(175)

(切紙) 一七・七×五三・二

御書被下拝見」忝奉存候、道中」御無事名古屋至而」被為成御帰城之由、「誠目出度奉存候、「此等之趣、可然様ニ」御披露所仰候、「恐々謹言

井上河内守」正利(花押)

(寛永四年)
七月晦日

竹腰山城守殿
(正信)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

四二、井上正就書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)七月晦日付

一通(178)

(継紙) 一七・〇×九七・二

今度 大納言様、「三州岡崎ニ被掛」御腰、御機嫌能被成御通、忝存候由、「本多伊勢守方々」申越候、殊伊勢守」女共黄金壹枚」致拝領候由、誠忝」仕合無冥加奉」存候、御次而之節、「可然様ニ御取成」所仰候、恐々謹言

井上主計頭」正就(花押)

一六五

(寛永四年)
七月晦日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直の岡崎腰掛の一件と、本多忠利女へ黄金拝領につき挨拶状。

四三、井上正就書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)七月晦日付

一通(179)

(継紙) 一七・四×九三・八

御書被下拝見忝「奉存候、道中御機」嫌能、去廿日至テ「名古屋ニ被成御
帰城」之由被仰下候、誠目「出度奉存候、今度者」乍毎御仕合早々「御暇
被為進之候儀、御満足ニ被思召候由、」石川市正方を以被仰^(光忠)「上候、則
御前へ被」召出被人御念候通、不大形御機嫌之御「事ニ御座候、随而」当
地御滞在中色々「忝仕合共難申上」奉存候、御次而之節「可然様ニ」御
披露所「仰候、恐々謹言

井上主計頭「正就(花押)

(寛永四年)
七月晦日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

四四、太田資宗書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月十八日付

一通(193)

(切紙) 一五・四×四六・五

従 大納言様「御書、謹而頂戴」仕候、然者五郎八様^(光友)「并御息女様御仕」
合能御目見得、「殊 五郎八様へ正」宗之御脇差被進候「儀、忝被思召、
御使者」以被仰上候、則「御使者 御前へ」被召出、無残所仕「合御座候、
委曲」御使者可被申上候、「此等之趣、御次而之」刻、宜預御取成候、「
恐々謹言

太田備中守「資宗(花押)

(寛永十年)
六月十八日

寺尾左馬頭殿^(直政)

○光友と京姫の初御目見と正宗拝領について。

四五、太田資宗書状 寺尾直政宛 (寛永十^一十六年)九月七日付 一通(195)

(切紙) 一八・〇×五四・〇

御書忝頂戴仕候、兵衛督様江御巢鶴、「殊御鷹場迄被進候儀、」重疊御満足
被思召、「各迄御使者以被仰」入之旨、奉得其意候、「誠私式迄被仰聞候
儀、」冥加至極奉存候、「此旨御次而之」刻、可然之様御取成所仰候、「恐々
謹言

太田備中守「資宗(花押)

(寛永十^一十六年)
九月七日

寺尾左馬頭殿^(直政)

○光友へ御巢鶴拝領と御鷹場進上の返札に対する挨拶状。

四六、太田資宗書狀 寺尾直政宛 (寛永十〇十六年)九月廿七日付

一通(197)

(継紙) 一五・五×九二・五

従 大納言様御「書被成下、忝致頂戴候、然者稻垣」^(重大)若狭守為 上使、
^(光友)右兵衛督様江御菓子被進候儀、御満「足被思召候之旨、」奉得其意、謔「
被為入御念、拙者」式迄被仰下候」段、過分至極奉「存候、御次而之刻、」
宜預御取成候、」恐々謹言

太田備中守「資宗(花押)

(寛永十〇十六年)

九月廿七日

^(直政)

寺尾左馬頭殿

○光友の菓子拝領の挨拶に対する返書。

四七、太田資宗書狀 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月十六日付

一通(191)

(継紙) 一五・六×八八・〇

従 大納言様御「書謹而致頂戴候、」先以道中御機嫌「能御帰城被成之由、」
乍恐目出度奉存候、」然者為御札渡辺」^(重綱)半藏殿以被仰上候、」則今日 御前
へ「被召出、御懇之上意御座候、委曲」半藏殿可被仰上候、御次而之刻」
御取成奉頼候、恐惶謹言

太田備中守「資宗(花押)

(寛永十年)

四月十六日

^(正虎)

成瀬隼人正殿「人々御中

「敬公以来来翰」の紹介(一)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

四八、太田資宗書狀 寺尾直政宛 (寛永十一〇十五年)五月十七日付

一通(192)

(切紙) 一五・四×四五・八

従 大納言様御「書忝致頂戴候、」先以今度御仕合能「御暇忝被思召、志
水」^(忠政)甲斐守殿を以被仰」上之由旨、奉得其意候、」誠拙者式迄被仰下候」
段、冥加至極奉存候、」此等之趣、御次手之刻、」宜御取成奉頼候、」恐々
謹言

太田備中守「資宗(花押)

(寛永十一〇十五年)

五月十七日

^(直政)

寺尾左馬頭殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

四九、加々爪忠澄書狀 竹腰正信宛 (寛永四年)八月朔日付

一通(211)

(切紙) 一七・三×一〇六・五

従 大納言様被成下「御書、忝謹而頂戴」仕候、然者道中御「機嫌能被成
御帰城之」旨、乍恐珍重奉存候、」今度之為御札「石川市正殿を以御年寄
衆迄被仰上候、」市正殿 御前江「被召出、一段之御仕合ニ而、」^(光忠)殊御服被
致拝領、無残所様子御座候、」大納言様御満足「可被思召候、以此旨」可

然様御取成奉」頼候、恐惶謹言

加々爪民部少輔 忠澄(花押)

(寛永四年
八月朔日)

(正信)

竹腰山城守殿 人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶と、加々爪忠澄から御服の返礼の挨拶状。

五〇、加々爪忠澄書状 竹腰正信宛 (寛永五年)十月廿三日付

一通(215)

(切紙) 一七・三×五五・五

従大納言様御書」被成下、忝謹而頂戴」仕候、今度路次中」御機嫌能被成御帰城」候由、乍恐目出度」奉存候、然者為御使」渡辺半蔵殿御年寄」衆迄被遣候処、昨廿二日」相国様御前江召、」御仕合残所無御座候間、」可尊意安候、委曲」半蔵殿可為言上候、」恐々謹言

加々爪民部少輔 忠澄(花押)

(寛永五年
十月廿三日)

(正信)

竹腰山城守殿 人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五一、加々爪忠澄書状 寺尾直政宛 (寛永四〜十年)三月十九日付

一通(205)

(切紙) 一六・一×四五・二

一筆啓上仕候、然者 大納言様御下屋敷」能所三而御拝領被成、御」満足被思召御意之由、松井主殿助殿ニ被仰下、」忝奉存候、殊景など」一段と能御座候間、弥可」為御機嫌、恐悦奉存候、宜預御取成候、」恐々謹言

加々爪民部少輔 忠澄(花押)

(寛永四〜十年
三月十九日)

(直政)

寺尾左馬之助殿 人々御中

○義直の江戸下屋敷拝領の挨拶に対する返書。

五二、加々爪忠澄書状 寺尾直政宛 (寛永十年)四月十七日付

一通(206)

(継紙) 一五・五×九〇・六

従 大納言様被成下御書、忝」謹而頂戴仕候、」今度御仕合能」御暇被進、御満足」被為思召候之由、乍」恐珍重奉存候、」然者去七日御帰」国被成付而、御」年寄衆迄渡辺、」半蔵殿被遣候、則」御耳ニ立、御前へ」被 召出、首尾残」所無御座候間、可」得尊意候、猶半蔵殿」可為言上候、恐々」謹言

加々爪民部少輔 忠澄(花押)

(寛永十年
四月十七日)

寺尾左馬頭殿 御宿所

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五三、加々爪忠澄書状 寺尾直政宛 (寛永十年)五月十七日付

一通(208)

(綴紙) 一七・一×一〇四・六

(追而書)以上

従 大納言様「御書被成下、謹而」頂戴仕、忝奉存候、「然者路次中御」機嫌能御帰城「被為成之旨、目出度」奉存候、就其御年寄衆迄志水「甲斐^(忠政)守殿被進候、」則御座間江「被 召出、御仕合残」所無御座候間、御心「易可被思召候、」委曲甲斐守殿可「被仰上候、此等之趣、」可然様御取成奉「頼候、恐惶謹言

(寛永十年)

五月十七日

(直政)

寺尾左馬助殿「御宿所

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五四、加々爪忠澄書状 成瀬正虎宛 (寛永十一・十五年)六月廿六日付

一通(209)

(切紙) 一七・〇×四九・五

従 大納言様鮎之鮎「一桶拝領仕候、遠路」被為懸御心候之段、忝「次第冥加之至奉存候、」爰許相替儀無御座、」上様弥御機嫌能被成「御座候、次^(光友)右兵衛督様」一段御息災御座候間、可「尊意安候、此旨可然」様御取成奉頼候、恐々」謹言

(寛永十一・十五年)

六月廿六日

加々爪民部少輔「忠澄(花押)

「敬公以来来翰」の紹介(一)

成瀬隼人正様^(正虎)

○義直からの鮎拝領と光友の息災に対する挨拶状。

五五、神尾久宗書状 竹腰正信宛 (寛永五年)十月廿四日付

一通(223)

(切紙) 一六・八×四九・七

(追而書)以上

御書謹而頂戴忝奉「存候、路次中御機嫌能」御城着之旨、先以目出度「奉存候、爰許両」御所様弥御機嫌能被成「御座候間、御心安被思召候」様、此等之趣、御次手を以「可然様可預御披露」候、恐惶謹言

神尾刑部少輔「久宗(花押)

(寛永五年)

十月廿四日

(正信)

竹腰山城守殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五六、神尾久宗書状 竹腰正信宛 (寛永十年)卯月廿三日付

一通(220)

(切紙) 一五・五×四五・八

(追而書)已上

御書謹而頂戴忝「奉存候、道中御機嫌」能、去七日ニ御着座之「旨、目出珍重ニ奉存候、」此表別条無御座、」上様弥御機嫌好被為「成御座候、此等之趣、御次而」を以、可然様御披露「所仰候、恐惶謹言

一六九

神尾刑部少輔「久宗(花押)」

(寛永十年)
卯月廿三日

(正徳)
竹腰山城守殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五七、九鬼守隆書状 滝川忠征宛 (寛永七年)二月十五日付 一通(236)

(継紙) 一六・二×九四・五

(追而書)以上

今度大神宮江「御参宮被成ニ付、」御書被為成下、「忝頂戴仕候、御」着座之様子不「存故、自是不申」上候義ニ、遠路「尊書忝奉存候、」江戸ニ罷有故、御目見不仕、御「残多存儀ニ御座候、」被為人御念忝候「旨、可然様ニ御披」露奉頼候、恐々謹言

九鬼長門守「守隆(花押)」

(寛永七年)
二月十五日

(忠征)
滝川豊前守殿

○義直の伊勢神宮参詣について挨拶状。

五八、日下部松斉書状 寺尾直政宛 (寛永十年)卯月廿二日付 一通(237)

(継紙) 一六・三×九四・五

(追而書)尚々眼病故、印「判可被成御免候、以上

從 大納言様御書「謹而致頂戴候、然者御」仕合能御暇出申、「種々被為成御拝領、忝被為思召候、道中」御機嫌能、去七日ニ「御帰城之旨、目出」度奉存候、就其御年「寄衆迄、渡辺半蔵殿」被進候故、私式へも「被為思召出所旁之」儀迄御懇ニ被仰下、「冥加之至奉存候、」半蔵殿仕合能「御目見被仕被罷帰候、」当地之御様子可被「申上候、此等之趣、可」然様被仰上可被下候、恐惶謹言

(寛永十年)

卯月廿二日

(重政)
寺尾左馬助様「人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五九、日下部宗好書状 滝川忠征宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(240)

(継紙) 一五・六×九三・三

(追而書)以上

從 大納言様「御書、謹而致」頂戴、誠過分至「極奉存候、御次而」之時分可然様「御礼被仰上可被下候、道中御」機嫌能御上着「之旨、目出度」奉存候、爰元「別条無御座、」両御所様御「機嫌能被成御座候、」貴意安可被思召候、「隨而石川市正殿」御前へ被召出、「御仕合よく御帷子」など御拝領候て御「帰、拙者式迄大慶」奉存候、恐惶謹言

(寛永四年)

七月晦日

(忠征)
瀧川豊前守様

日下部大隅守「宗好(花押)」

○義直の尾張帰国の挨拶、ならびに使者石川光忠の帷子拝領を報ずる返書。

六〇、朽木植綱書状 成瀬正虎宛 (寛永十^一十六年)十二月十四日付

一通(247)

(切紙) 一一〇・〇×五四・三

従 大納言様被下御書、「忝致頂戴候、今度」右兵衛督様へ御鷹雁」被遣候付、御満足被思召」之段、奉得其意候、然者」其節御使参候付、被為人御念被仰下候趣、」忝奉存候、御次之刻、」可然様御取成所仰候、」恐惶謹言

朽木民部少輔」植綱(花押)

(寛永十^一十六年)
十二月十四日

成瀬隼人正様」人々御中

○光友へ御鷹の雁進上に対する返書。

六一、高力忠房書状 阿部正興宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(251)

(継紙) 一六・八×九四・〇

(追而書)已上

従 大納言様御直」書、謹而頂戴、」誠以忝仕合共候、」路次中御機嫌能」御上着之旨、目出」度義共候、就其石河」市正方を以被」仰上候、昨日各披」露被申候処、」御前被召出、一段御」仕合共御座候、両」上様御

「敬公以来来翰」の紹介(一)

機嫌能被成」御座、此表別条無」御座候間、乍恐」御心易可被思召候、」将又諸白大樽三」拝領、重々忝仕合」共候、爰許被為成」御座時分者、色々」御懇志之義共過」分至極奉存候、此等」之趣、御次而以可然」様御取成奉頼存候、」恐惶謹言

高力撰津守」忠房(花押)

(寛永四年)
七月晦日

阿部河内守殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書、ならびに諸白拝領の礼状。

六二、酒井重澄書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永五年)卯月廿二日付

一通(351)

(継紙) 一八・二×一〇一・一

(追而書)以上

乍每今度者」御両 上様御機」嫌能御暇被進之、」忝被 思召之旨、」渡部半藏殿を」以被 仰上候、付而」者、大納言様御書頂戴、忝奉存候、」路次中御無事」御帰城被遊、珍重」奉存候、随而諸白」両樽拝領、冥加」之至奉存候、御次」而之時分、御前」可然様御披露」所仰候、恐惶謹言

酒井山城守」重澄(花押)

(寛永五年)
十月廿三日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国報告に対する返書、ならびに諸白拝領の礼状。

竹腰山城守殿^(正信)

六三、酒井重澄書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年) 卯月廿二日付

一通(347)

(継紙) 一七・九×九八・七

従大納言様御「書致頂戴候、寔」忝仕合、冥加至「極奉存候、道中」御機嫌能御帰「城被遊候由、乍恐」目出度奉存候、「今度御仕合能」御暇被進、忝被「思召候旨、奉得」其意存候、御次而之「節、御前可然様御取成所仰候、恐々謹言

酒井山城守「重澄(花押)

(寛永十年)
卯月廿二日

成瀬隼人正殿^(正信) 竹腰山城守殿

○義直の名古屋帰城の挨拶に対する返書。

六四、酒井忠勝書状 竹腰正信宛 (元和三〜寛永三年) 二月七日付 一通(302)

(切紙) 一八・二×五二・九

(追而書) 以上

將軍様御鷹野へ「被為 成候付而、従」中納言様私へ御小袖ニ「致拝領候、誠以被為」御念之段、過分至極ニ「奉存候、此等之趣、宜」預御披露候、恐々「謹言

酒井讃岐守「忠勝(花押)

(元和三〜寛永三年)
二月七日

竹腰山城守殿^(正信)

○將軍の鷹野御成に對し、義直より酒井忠勝へ小袖拝領の返札。

六五、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永五年) 十月廿四日付

一通(326)

(継紙) 一七・五×九九・六

従大納言様御書「被下、致頂戴候、然者」道中御無事被成「御帰国之由、目出度」存候、如御意今度者「而 御所様御前御」仕合好、其上種々被成「御拝領、忝被思召之」旨、尤奉存候、就其渡辺^(重綱)「半藏方以被仰上候、」樽・御肴被成御進上候、「雅樂頭遂披露候处、」御使 御前へ被召出、「御機嫌之旨、御直被仰」含候、将又私へ諸白兩樽「致拝領候、寔以過分」至極奉存候、委曲半藏殿「可被仰達候間、此等之趣、」宜預御披露候、恐々「謹言

酒井讃岐守「忠勝(花押)

(寛永五年)
十月廿四日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬(正虎)隼人正殿

○義直の尾張帰国につき挨拶と、諸白拝領の札状。

六六、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永七〜十六年) 六月十四日

付

一通(312)

(継紙) 一七・六×九八・二

(追而書)以上

従大納言様御書」被下、忝致拝見候、如「御意於 御前」右兵衛督殿御巢鷹」被成御拝領、忝被思召之由、「御尤奉存候、就其」新見」才兵衛方を以被仰上、「御肴一箱被御進上候、」遂披露御書面之趣」日々達 上聞候之處、「御使 御前へ被召出、「御機嫌之旨、御直ニ」被 仰含候、委曲」才兵衛殿可為演説候」間、此等之趣、宜預御披」露候、恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)

(寛永七十六年)
六月十四日

(正信)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○光友の御巢鷹拝領に対する返書。

六七、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十十六年)十月十一日付
一通(322)

(切紙) 一七・五×五一・四

従大納言様御書」被下、拝見仕候、仍御意三枝土佐守為 上使」兵衛督様へ御鷹之雁」被進候義、忝被思召」之旨、御尤奉存候、就」其入御念候御紙面」之趣、可達 上聞候、此等之趣、宜預御披」露候、恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)

(寛永十十六年)
十月十一日

(正信)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○光友御鷹の雁進上披露に対する返書。

「敬公以来来翰」の紹介(二)

六八、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月八日付

一通(309)

(継紙) 一七・一×一〇二・〇

(追而書)以上

従大納言様御書」被下、忝致拝見候、「如御意今度御仕」合能御暇被進、「御懇之上意之趣、」其上色々御拝領」被成、忝被思召之旨、「御尤奉存候、就其」志水甲斐守方を以」被仰上、御樽・肴御」進上被成候、各被遂」披露所、御使」御前へ被召出、御機」嫌之旨、御直ニ被仰含候、将又道中」御無事、去七日御帰」城被成候旨、目出度」奉存候、此等之趣、宜」預御披露候、恐々」謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)

(寛永十一年)
五月十八日

(正信)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○義直の御暇・帰国に際し、拝領品に対する礼状。

六九、酒井忠利書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)八月二日付

一通(339)

(切紙) 一七・五×五一・四

(追而書)以上

従 大納言様被成下」御書、忝致拝見候、「然者路次中御機嫌能」被成御
帰城、誠目出度」奉存候、此等之趣、「可」然様御取成所仰候、「委曲石河
(光忠)
市正殿」可被仰上候、恐惶謹言

酒井備後守」忠利(花押)

(寛永四年)
八月二日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直の名古屋帰城の報告に対する返書。

七〇、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四〇十三年)三月六日付

一通(257)

(切紙) 一八・一×四九・九

先刻従」大納言様、預御使者候、誠早々」被為思召之段、冥加」至極奉
存候、此旨」御次而之刻、被仰上」可被下候、恐惶謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永四〇十三年)
三月六日

成瀬隼人正様」竹腰(正信)山城守様
(正虎)

○義直よりの使者に対する返書。

七一、酒井忠行書状 寺尾直政宛 (寛永四年)八月二日付

一通(261)

(継紙) 一九・六×一一・二三

(追而書) 以上

従 大納言様尊書、「謹而致拝見候、今」度 御前御仕」合残所無御座、色々
被成御拝領、御満足」被思召之旨、奉得其意」候、将又路次中」御機嫌能、
先月廿日」被為成御帰城之由、目」出度奉存候、就其」御礼為被仰上、石
川」市正方被成御上候、「則仕合能被致」御目見候、此等之趣、「可然様
(光忠)
可預御取成候、」恐惶謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永四年)
八月二日

寺尾左馬助殿
(直政)

○義直の名古屋帰城の報告に対する返書。

七二、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)九月八日付

一通(262)

(切紙) 一八・二×四九・八

従 大納言様御書、「忝頂戴仕候、当暮」爰元へ御下向之儀ニ付、石川勘解
由殿御差越」被為成之旨、乍恐奉」得其意候、此等之趣、「宜預御取成候、
恐々」謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永四年)
九月八日

竹腰山城守殿」成瀬隼人殿
(正虎)

○義直の江戸下向につき使者石川正周派遣について請書。

七三、酒井忠行書狀 成瀬正虎宛 (寛永十年)六月十四日付 一通(260)

(継紙) 一六・五×九六・四

從 大納言様御書、「忝致頂戴候、今度」五郎八様并御息女様^(光友)^(京姫) 御懇之上意、其上五郎八様へ正宗之「御脇差被遣、御」満足被思召候付而、「御使者被遣、一段」御機嫌御事御「座候、委曲御使者」可為演説候、此等之趣、宜預御取成候、「恐々謹言

(寛永十年)

六月十四日

成瀬隼人殿^(正虎)

○光友と京姫の安否を問ひ、光友へ正宗の脇差拝領に対する返書。

七四、酒井忠世・酒井忠勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永三十二年)八月廿六日付 一通(285)

(継紙) 一九・〇×一一・一

御書致拝見候、「今度相応院殿御」湯治之御暇被遣候处、「御湯御相当ニ而、「被成御帰候儀、別而御」満足被思召候由、奉」得其意候、就其為「御礼、以御使者被仰上候、「御紙面之趣達」上聞候之处、則御使「御前被召出、被入御念候段、「御機嫌被思召候通、「御直被仰含候、「此等之趣、「宜被仰上候、恐々謹言

酒井讃岐守「忠勝(花押)」酒井雅楽頭「忠世(花押)」

「敬公以来来翰」の紹介(一)

(寛永三十二年)八月廿六日

竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿」^(正虎)

○相応院お亀、湯治後帰国の挨拶に対する返書。

七五、酒井忠世書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永三十二年)霜月十二日付 一通(297)

(切紙) 一七・四×五三・一

從大納言様御鷹之鶴巻、「將軍様被成御進上候、「具ニ披露仕候处、「一段御機嫌被思食、御内書被為進候、「此等之趣、可然様」可被仰上候、恐々」謹言

(寛永三十二年)霜月十二日

竹腰山城様「成瀬隼人様」^(正虎)

○將軍家光へ御鷹の鶴進上について返書。

酒井雅楽頭「忠世(花押)」

七六、酒井忠世書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四十二年)六月廿二日付 一通(284)

(切紙) 一八・四×五〇・五

(追而書尚々、昨日者 大納言様「御座被成候由、無冥加仕合ニ候、以上從 大納言様尊書」拝見仕候、「明朝被召寄候」儀、過分至極奉存候、「可

一七五

然様可預御取成候、委」曲御使者可被仰上候、」恐々謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)

(寛永四十二年)

六月廿二日

(正信)

竹腰山城様「成瀬隼人様

(正虎)

○義直からの招き寄せ(「招待」につき礼状。

七七、酒井忠世書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿四日付

一通(294)

(継紙) 一七・七×一〇六・〇

(追而書)以上

従 大納言様尊「書被下、忝拝見」仕候、今度御仕合「残所無御座御」上被成、御満足ニ「被思召ニ付而、以渡辺」半蔵方被仰上候、」具達 上聞候処ニ、「御前へ被召出、御機」嫌ニ被思召候、委曲は「半蔵方可被申上候、」弥此旨可預御心得候、」恐々謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)

(寛永五年)

十月廿四日

(正虎)

成瀬隼人正殿

○義直の使者御目見に対する返書。

七八、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月廿一日付

一通(280)

(継紙) 一七・六×一〇六・三

従大納言様尊書「被下、忝拝覽仕候、」今度路次中何「事無御座御着」被成之由ニ而、渡辺」半蔵方を以被「仰上候、則 御前江」被召出、一段御機嫌「之由ニ」御座候、誠爰「許永々御逗留ニ」御座候得共、病中「手前取紛故致伺」公不申上、迷惑仕候、」右之旨、宜被仰上可「被下候、恐々謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)

(寛永十年)

卯月廿一日

(正信)

竹腰山城守様「成瀬隼人正様

(正虎)

○義直の尾張帰国の挨拶、ならびに酒井忠世自身の逗留を報じた挨拶状。

七九、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)六月十九日付

一通(283)

(継紙) 一七・四×一〇六・九

従 大納言様尊書「被下、忝拝見仕候、如被」仰下候五郎八様并御姫様御目見被成、」御懇之 上意、其上「五郎八様へ正宗之御」脇差御拝領被成、御「満足被思召之旨、御」書面之趣奉得其「意候、罷出候刻具ニ」可申上候、右之段「可然様ニ被仰上可被下候、恐惶謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)

(寛永十年)

六月十九日

(正信)

竹腰山城守様「成瀬隼人正様

(正虎)

○光友・京姫の御目見と、光友の正宗脇差拝領の報告状。

八〇、酒井忠世書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛（寛永十二年）九月廿七日付

一通（291）

（継紙） 一七・六×一〇・四・九

從 大納言樣尊「書被下、忝拝見仕候、」然者稲垣若狭守^{（重大）}被成 御上使与、「
右兵衛督樣江葡萄酒被進、御満」足被思召之段、「奉得其意候、委」細者爰
元御留守」居岩田長右衛門方々」可被申上候、此等之趣、「宜預御取成候、
恐々謹言

酒井雅楽頭」忠世（花押）

（寛永十二年）
九月廿七日

成瀬隼人様」竹腰山城様^{（正信）}

○將軍より光友へ葡萄酒下賜に対する返書。

八一、酒井忠世書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛（年次未詳）八月廿七日付

一通（286）

（切紙） 一八・一×五四・九

（追而書）尚々、被為入御念御書、「別而過分至極ニ奉存候
從大納言樣尊書」被下、辱拝見仕候、「如被仰下候相応院様」伊香保へ被
成御湯治、「一段御相当被為成」御帰、御満足被思食」旨、奉得其意候、
此等」之趣、御次而之刻、「可然様被仰上可被」下候、恐々謹言

「敬公以来来翰」の紹介（一）

酒井雅楽頭」忠世（花押）

（年次未詳）
八月廿七日

竹腰山城様」成瀬隼人様^{（正信）}

○相応院お亀、伊香保湯治の報告に対する返書。

八二、酒井忠吉書狀 成瀬正虎宛（寛永十年）四月廿日付 一通（271）

（切紙） 一六・六×四八・一

從 大納言樣御書」被下、頂戴仕候、誠過分」至極冥加之至奉存候、「道
中御機嫌能、去七日」御国本至御着座」被成之由、目出度奉存候、「此等
之趣、御次而を以可然」様御取成所仰候、委」曲渡辺（重綱）半藏殿可然」
仰上候、恐惶謹言

酒井和泉守」忠吉（花押）

（寛永十年）
四月廿日

成瀬隼人正様^{（正虎）}

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

八三、島田利正書狀 成瀬正虎宛（寛永十年）四月廿二日付 一通（355）

（継紙） 一六・二×九六・三

（追而書）返々御機嫌よく」被成御帰国、目出度奉存候、以上
御路次御無事」被成御帰国候旨、「渡辺半藏方を以」被仰上候付而、拙者^{（重綱）}

一七七

式へ」大納言様御書被下、忝奉拝見候、」久々爰元ニ被成御座、」萬端御仕合残所」無御座候而、一入目出」度御事共御座候、」恐多申上事ニ御座候へ共、節々忝」御意候段、中く」可申上様無御座候、随分養生仕、重而之御下向之時分、且者御目見え可仕候、御次而以此等之趣、御取成所仰候、恐々謹言

嶋田弾正忠(花押)

(寛永十年)
四月廿二日
(正虎)
成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国の挨拶、ならびに使者来訪に対する返礼。

八四、島田利正書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)霜月六日付 一通(358)

(切紙) 一七・九×五三・四

大納言様御書被下、」拝見忝奉存候、路」次中御無事ニ被成」御帰国、目出度奉」存候、御前之御様躰、」渡部半蔵殿可被申上候、」此等之趣、可然様御心得」可被仰上候、恐々謹言

嶋田弾正忠(花押)

(寛永五年)
霜月六日
(正虎)
成瀬隼人殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

八五、新見正成・岡部長右衛門書状 成瀬正成ほか宛 (寛永四年)八月十四日

付

(継紙) 一六・五×九二・九

一通(362)

(追而書 尚以去月竹中采女殿^(重義)御息女、西尾右京殿へ^(忠照)御祝言御座候、以上

蘭田善太罷登被」申上候間、一書致啓上候、」去七日之貴札、昨十三日」已刻ニ参着、致拝見候

一 去六日之夜戌之刻、」風吹申候得共、ふたしからさるよし、然共海邊」之堤少つ、損申候由」被仰下候、若御年寄」衆於御尋者、御状候」通可申上由、奉得其意候

一 其御地御石垣并犬山之儀、何も善太夫可被申上候

一 雅楽殿」大炊殿御登候義、弥来ル十九日・廿日時分之様ニ申候、当御

地御立之刻、御飛脚可申上候

一 天寿院様御文式通進上仕候

一 御年寄衆之御状五ッ進上仕候、恐惶謹言

(寛永四年)
八月十四日
岡部長右衛門」□□(花押)」新見才兵衛」正成(花押)

竹山城守様」瀧豊前守様」寺左馬助様」阿河内守様」成隼人正様

○名古屋城石垣大風雨の被害報告について返書と、竹中重義息女と西尾忠

照の祝言についての報告状。

八六、杉浦正友書状 寺尾直政宛 (寛永十年)四月十八日付 一通(363)

(継紙) 一八・三×一〇三・九

(追而書)以上

從 大納言様御」書頭戴仕、過分」至極奉存候、路次」中御無事被成」御着、就其渡辺」半蔵殿為御使」被為下候、則年寄」衆披露被成候処、」御前へ被召出、」残所無御座御仕」合共ニ御座候、御次」而之時分、可然様ニ被仰上可被仰下候、恐惶謹言

杉浦内蔵允」正友(花押)

(寛永十年)

四月十八日

(直致)

寺尾左馬助殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

八七、杉浦正成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十七日付

一通(364)

(切紙) 一八・一×五一・三

(追而書)以上

從 大納言様御」書頭戴仕、寔冥加至極奉存候、路」次中御無事御帰」城之旨、年寄衆迄」被仰入候、則甲斐守殿」御前へ被為召、残所」無御座御仕合ニ御座候、」此等之趣、御次而之時分、」被仰上可被仰下候、恐々謹言

杉浦内蔵允」正成(花押)

(寛永十一年)
五月十七日

(正信)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

「敬公以来来翰」の紹介(一)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

八八、土井利勝書状 成瀬正虎・寺尾直政宛 (寛永三〇年)霜月三日付

一通(369)

(切紙) 一七・九×五三・五

大納言様合御書忝致」拝見候、随而從 公方様」此已然被進候御鷹ニ被」為合羽候鶴被成御進上候、」酒井讃岐守申談披露」之処、一段之御仕合共御座候、」此等通、宜預御執成候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

(寛永三〇年)

霜月三日

(正信)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○義直、将軍家光へ御鷹の鶴進上の披露に対する返書。

八九、土井利勝書状 寺尾直政宛 (寛永四〇八年)八月廿六日付 一通(408)

(継紙) 一八・三×九六・九

相応院様就御」湯治為御見」廻、以使申上候儀、」大納言様被聞」召付、御書忝」致拝見候、御湯」一段被為成御相当、」御帰目出度奉存候、」入御念候御使者」之趣、相国様」御機嫌能御座候、」此等之通、宜預御」取成候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

一七九

(寛永四十八年)
八月廿六日

(直政)
寺尾左馬助殿 人々御中

○相応院お亀、湯治後帰国の報告に対する返書。

九〇、土井利勝書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿六日付 一通(367)

(継紙) 一七・五×一〇六・四

御書忝致拝見候、「然者路次中御無」事御帰城之旨、「目出度奉存候、」随而今度乍例「御前御仕合残」所無御座、御帰国「御満足付而、以渡辺半蔵被為」仰上候、御書并御「使者口上之趣、」具遂披露候処、不大形御機嫌「御座候、御前之」様牀、半蔵方可為演説候、此等之「通、宜預御披露候、」恐惶謹言

土井大炊頭「利勝(花押)

(寛永五年)
十月廿六日

(正虎)
成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

九一、土井利勝書状 成瀬正虎・寺尾直政宛 (寛永五年)十月廿七日付

一通(368)

(継紙) 一七・四×一〇五・四

急度致啓上候、随而「今度於江戸御機」嫌能御帰国御「満足之旨被仰下、」

一入目出度奉存候、「誠以被為成御立候」刻、御事多可有「御座候処、拙宅へ」被為成儀、再三「如申上、過分奉忝存候、将亦諸白両樽拝領、毎度」色々忝仕合、申上も疎奉存候、事之「御序、弥可然様」御執成所仰候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)

(寛永五年)
十月廿七日

(正虎)
成瀬隼人正殿「寺尾左馬助殿」人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶と、諸白拝領の返書。

九二、土井利勝他書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)五月四日付

一通(401)

(継紙) 一九・七×一〇六・一

来年就「御上洛、那古屋并宮」御殿あたらしく作事「など被有之候儀、無用」候由被「仰出候之間、」其御心得尤候、恐々「謹言

(寛永十年)
五月四日

松平伊豆守「信綱(花押)」稲葉丹後守「正勝(花押)」酒井

讃岐守「忠勝(花押)」土井大炊頭「利勝(花押)」

(正信)
竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿

○将軍家光上洛に備えての名古屋城と熱田御殿の普請は無用と通達。

九三、土井利勝書狀 竹腰正信宛 (寛永十年)六月十九日付 一通(404)

(継紙) 一九・四×一〇五・七

從 大納言様御書」忝奉拝見仕候、然者」五郎八様并御姫様」被成御目見候処、」御 上意、殊」五郎八様へ「正宗之御」脇指被為進候儀、」重畳忝思召、以御」使者被仰上、御樽」御肴被成御進上候、」酒井阿波守遂披」露、御前」并伊掃部」在之、右之通一々具」達 上聞候処、被為」入御念候御事、不大形」御機嫌御座候而、御」使者へ 御直御感」之旨、被仰出候間、可為」言上候、将又私へ南都之」御酒双樽・煎海鼠一箱拝領仕候、誠以過」分至極難申上候、此等之」趣、宜預御執成候、」恐惶謹言

(寛永十年)六月十九日 土井大炊頭」利勝(花押)

竹腰山城殿 (正徳)

○光友・京姫御目見と光友へ正宗脇差拝領、ならびに酒肴拝領に対する礼状。

九四、土井利勝書狀 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十八日付 一通(405)

(継紙) 一九・七×一〇五・一

大納言様御書被」成下、忝奉拝見候、」随而路次中御無事」去七日御着城之旨、乍恐」目出度奉存候、然者」今度永々御在江戸被」為成候処、御前」御仕合所残無御座、」其上御暇之刻も色々」被為進御満足思召旨、」御尤奉存候、依之志水」甲斐守方を以被仰上、」御樽・御肴被成御進上候、」

「敬公以来来翰」の紹介(一)

酒井雅楽頭・酒井讃岐守」披露之処、御使者御座間」迄被為召、入御念候段、不大形御機嫌共」御座候、」委細者甲斐守方可為」言上候間、此等趣、宜御」取成所仰候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

(寛永十一年)五月十八日 成瀬隼人正殿 (正徳)

○義直の名古屋帰城の挨拶と、酒肴進上を報じる返書。

九五、土井利勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月廿五日付

(継紙) 一七・七×一〇六・四 一通(403)

(追而書 猶以 公方様江戸」出御も弥来月廿日と」被仰出候、正宗など何も」先」而御座候、朔日か二日」御当地を被罷立候、右之段」御尋も御座候者、被仰上可」被下候、以上

大納言様御書、忝」致拝見候、随而今度」御上洛之儀、目出度思」召、竹腰大膳方を以」被仰上、御鉄炮袋千挺、内狸々皮五百・羅沙」五百被成御進上、酒井」雅楽頭・酒井讃岐守」致相談候へ、大納言様」御事、各別とハ乍申、」御上洛付御進物等者」必無用と、從兼而就御錠伺者被為成御」無用可然と何も致存候」間、此等通宜被仰上」可被下候、委細者御使者」大膳方可為言上候、」恐惶謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

(寛永十一年)五月廿五日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎) 御宿所

○將軍家光上洛に付き鉄炮袋の献上は無用と通達。

九六、内藤正重書状 寺尾直政宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(428)

(継紙) 一六・八×一〇〇・五

従 大納言様御書「致頂戴、忝奉存候、」道中御無事ニ「御帰城被成候旨、目」出度奉存候、為御「礼以石川市正殿^(光忠)」被仰上候、昨日「相国様御前へ被」召出、御目見被申、「無残所御仕合共ニ」御座候、御次而之刻、「此等之趣、可然様ニ」御取成所仰候、恐々」謹言

内藤外記「正重(花押)

(寛永四年)
七月晦日
^(直政)
寺尾左馬助殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

九七、内藤忠重書状 成瀬正虎・滝川忠征・阿部正興宛 (寛永五年)十月

廿四日付 一通(444)

(継紙) 一七・三×九九・三

従 大納言様御書「被下忝拝見候、」如御意乍每今度「御前御仕合好御暇」被進候、道中御「無事ニ去十一日被成御」帰城、御満足被思召候「旨、奉得其意存候、」就其渡辺半蔵方以「被仰上、御樽・肴被成」御進上候、

^(忠世) 雅楽頭遂披露候処、御使者「御前へ被召出、御機嫌之」旨、御直被仰含、将又「私へ御樽式拝領仕候、」寔以冥加之至、過分「至極奉存候、委曲半蔵殿」可被仰達候、此等之趣、「宜預御披露候、恐々」謹言

内藤伊賀守「忠重(花押)

(寛永五年)
十月廿四日

成瀬隼人正殿^(正虎) 瀧川豊前守殿^(忠征) 阿部河内守殿^(正興)

○義直の尾張帰国の挨拶ならびに酒樽拝領の返礼。

九八、内藤正重書状 寺尾直政宛 (寛永十年)卯月十九日付 一通(427)

(切紙) 一九・七×五五・八

御書謹而致頂戴「忝奉存候、殊更為御」使私共迄渡辺半蔵殿^(重綱)「被下置、御懇御意」之旨被仰聞、寔以冥「加至極ニ致存知候、御仕合」能御暇被進、道中「御無事ニ去七日ニ御帰」城被成之由、目出度奉存候、「御次而之刻、此旨可」然様ニ御取成所仰候、「恐々」謹言

内藤外記「正重(花押)

(寛永十年)
卯月十九日
^(直政)
寺尾左馬助殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

九九、永井尚政書状 竹腰正信宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(455)

(継紙) 一六・八×九八・七

從 大納言様尊書」被下、忝致頂戴候、「道中御無事ニ御帰」城被為成之旨、目」出度奉存候、然者今度御仕合能」御暇被進、忝被」思召之旨、奉得其」意候、就其為御使」者石川市正を以被仰」上候、即 御前へ被召」出、御仕合残所無御」座候、將又拙者方へ」諸白両樽被下、誠以」過分至極奉存候、「此等之趣、御次而之節、」可然様ニ御取成所仰候、「恐々謹言

（寛永四年）

七月晦日

（正信）

竹腰山城守殿

○義直の尾張帰国の挨拶ならびに諸白拝領の礼状。

一〇〇、成瀬之成書状 寺尾直政宛（寛永十年）四月廿二日付 一通（472）
（切紙） 一六・五×四八・一

從 大納言様御書」被成下、過分辱」頂戴仕候、路次中」御機嫌能御帰国、「乍恐目出度奉存候、」御次而之刻、可然様ニ」御取成奉憑候、恐惶」謹言

成瀬伊豆守」之成（花押）

（寛永十年）

四月廿二日

（直政）

寺尾左馬助様」人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

（続く）

金 鯨 叢 書 第四十九輯 〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

令和四年三月三十日 編集
令和四年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031

深 井 雅 海
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一一番 (代)

〒171-0031

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話 (3950) 〇一一七番 (代)

〒461-0023

名古屋市東区徳川町一〇一七
徳 川 美 術 館
電話 (935) 六二六二番 (代)

〒605-0089

京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
電話 (533) 六八六〇番 (代)

印刷所